

岸和田市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する給食その他学校において提供する給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童、生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他学校給食の提供を受ける者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 本市は、市立学校園条例（昭和39年3月31日条例第10号）第3条及び第4条に規定する学校において、学校給食を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納付）

第5条 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費負担者が負担すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。